

VIII. 特掲診療料の施設基準（手術）に係る院内掲示

（期間：令和6年1月～令和6年12月）

区分		手術名	件数	区分		手術名	件数
1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0	3	ア	上顎骨形成術等	0
	イ	黄斑下手術等	0		イ	上顎骨悪性腫瘍等手術等	0
	ウ	鼓膜形成手術等	0		ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術	0
	エ	肺悪性腫瘍手術等	0		エ	母指化手術等	0
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼等	0		オ	内反足手術等	0
2	ア	靱帯断裂形成手術等	0		カ	食道切除再建術等	0
	イ	水頭症手術等	0	キ	同種死体腎移植術等	0	
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0	4	区分4に分類される手術	0	
	エ	尿道形成手術等	0	その他の区分	人工関節置換術	6	
	オ	角膜移植術等	0		乳児外科施設基準対象手術	0	
	カ	肝切除術等	0		ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0	
	キ	子宮附属器悪性腫瘍等手術等	0		冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び対外循環を要する手術	0	
				経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈血栓切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0		